

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	松 山 清 子
宮崎市監査委員	中 村 鉄 兵

包括外部監査結果に対する措置及び対応状況の公表について

包括外部監査結果に対して講じた措置等について通知がありましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、公表します。

記

1 包括外部監査テーマ

- ・令和元年度「水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」（令和 6 年 3 月末現在）
- ・令和 2 年度「指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について」（令和 6 年 3 月末現在）
- ・令和 3 年度「環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について」（令和 6 年 3 月末現在）
- ・令和 4 年度「学校教育における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」（令和 6 年 3 月末現在）

2 講じた措置の内容 別紙のとおり

令和2年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況（令和6年3月末現在）

テーマ「指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	I-2-(4)-⑦	P103	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品が2千点以上あり、台帳上の備品と現物の照合が困難な状況。 ・それぞれが実施すべき事項を明確化し、どうすれば効率的・効果的に財産管理が実施できるか再考するとともに、備品管理マニュアル等で明文化し共有することが望まれる。 ・バーコード管理や保管場所別一覧の出力対応などシステム改善等も検討余地あり。 ・指定管理者とカフェの運営団体との関係には何ら契約関係が無く、カフェ内備品に関する指定管理者の管理責任の有無が不明瞭であり所在を明確化すべき。 	措置済	<p>カフェ内備品については所在を確定し、指定管理者の管理責任物品からは除外している。 不明物品については令和5年度内に照合作業が完了した。</p>
指摘	I-2-(4)-⑧	P104	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品の買替えは市が負担することが定められているが、指定管理者が購入していることが多い。（協定書に沿った運用となっておらず問題） ・備品の費用負担や所有権の帰属、指定管理者が所有権を有する備品の指定期間終了後の取扱について、効率性及び経済性の観点から再考し、協定書等を改めることが望まれる。 	措置済	<p>備品の買い替えに必要な予算については予算要求を行い対応している。指定管理者が所有権を有する備品の取り扱いについては、指定管理が終了する際に館の運営に必要と判断されるものについては、市の帰属へ変更する旨の覚書を交わすことで指定管理者と合意した。</p>
意見	II-2-(2)-③	P81	都市戦略課	<p>指定管理者選定における配点について、配点の最も高いものを重要基準とするのみでなく、絶対的に劣ってはいけない事項またはすべての項目に最低点を設けるべき。</p>	対応予定	<p>最低点の設置については、その必要性について引き続き検討していく。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	I-2-(3)-①	P96	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の文化施設の利用料金制導入割合は62.3%（R元時）。利用料金制の積極的な導入の検討が望まれる。 	対応済	将来的な課題ではあるが、令和5年度の指定管理者選定において、コロナ禍から来館者が回復していないことや、長期間休館する工事を予定していることから、安定的な収入が見込めないため、当面の間使用料金制を維持することとした。
意見	I-2-(4)-⑥	P103	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行った修繕のうち、別個に契約すれば1件100万未満となり指定管理者の負担となる。1件の定義を明確にすることが必要。 	対応済	市と指定管理者の負担について、個々の事案ごとに双方で確認しながら決定することとした。
意見	II-2-(4)-④	P116	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市清武文化会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請方法が、直接来館かFAXのみのみ。インターネットによる申込を検討されたい。 ・料金の決済手段が原則現金であり、キャッシュレス決済への対応を検討されたい。 	対応済	令和4年8月からメールでの申請受付を開始しており、住民サービス向上に取り組んでいる。 キャッシュレス決済等、さらなる利用者の利便性を高める方策について、指定管理者と協議を行っている。

指摘事項（既公表分含む）		意見（既公表分含む）	
措置済	34件	対応済	85件
検討・改善中	0件	対応予定	1件
措置困難	0件	対応困難	3件
計	34件	計	89件